

障害者の生涯学習施策の方向性 と令和6年度予算について



文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

障害者の生涯学習の方向性

障害者の生涯学習の推進方策について(報告) 平成31年 より

【目指すべき社会像】

「誰もが、障害有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」

- 誰もが、障害の有無にかかわらず学び続けることができる社会
- 健康で生きがいのある生活を追及することができ、自らの個性や得意分野を生かして参加できる社会

【特に重視すべき視点】

- ①本人の主体的な学びの重視
- ②学校教育から卒業後における学びの接続の円滑化
- ③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携強化
- ④障害に関する社会全体の理解の向上

障害者の生涯学習の主な取組

障害者の多様な学習活動の充実

多様な学習モデルの構築と普及

障害者青年学級、訪問型、オンライン型、ICT活用、スポーツ・アート活動、公民館講座 等

多様な主体による学びの提供

社会教育施設等、大学、ボランティア・NPO、福祉事業所、学生サークル、企業 等

障害者の学びに関する理解促進

「生涯学習」意識の醸成

学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行 / 社会教育施設の利用体験促進 等

顕彰を通じた普及啓発

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰

障害の有無にかかわらず、ともに学ぶ場を通じた理解促進

障害者参加型フォーラム（超福祉の学校） / コンファレンス（ブロック・テーマ別） 等

基盤整備

持続可能な体制の構築

都道府県・政令指定市が核となったコンソーシアム / 自治体と民間団体の連携促進 等

学びの担い手の育成

自治体担当者のネットワーキング / コンテンツ集の提供 / コンファレンス（ブロック・テーマ別） 等

学びの場における合理的配慮と情報保障の推進

読書バリアフリーの推進 / 情報提供の工夫 / 情報取得、利用、意思疎通に係る施策推進

学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

1.36億円
1.41億円



現状・課題

- ・障害当事者にとって、生涯学習機会が少ない。どのような学習があるか知らない。
- ・自治体における障害者の生涯学習活動のため持続可能な体制が整っていない。
- ・障害/障害者の学びに関する理解を深めていくことが必要。
- ・「合理的配慮」の義務化（改正差別解消法）、「情報保障」の確保の法制化（情コミュ法・読書バリアフリー法）

事業内容

「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～」(令和4年度)

① 障害当事者の声（アンケート調査）

- ・生涯学習機会が「十分にある」・「ある程度ある」 **38.2%***
- ・現在生涯学習に取り組んでいる **20.7%**
- ・生涯学習に取り組んでいない理由：
どのような学習があるのか、知らない **55.8%**

*参考：平成30年度調査：「とてもある」「ある」 34.3%

② 自治体への調査

障害者の生涯学習に関するコーディネーターがいる。*

都道府県 46.3%
市区町村 16.1%

*参考：平成29年度調査
都道府県 2.9% 市区町村 4.2%

現状分析・
課題整理

1. 生涯学習を通じた 共生社会の実現に関する調査研究 3百万円（3百万円）

テーマ別の調査研究を実施し、障害者の生涯学習に関する現状分析、課題整理を行う。
例：地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査（R4）、重度重複障害児等々の生涯学習に関する実態調査（R3）など

2. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 108百万円（116百万円）

課題解決に資する実践研究を実施。都道府県レベルの持続的な体制整備、市区町村と民間団体等との連携及び大学等による多様なプログラムの開発・実証を支援し、好事例やノウハウを蓄積する。

持続的な体制整備

(1)地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築
・都道府県(指定都市)におけるコンソーシアム形成。都道府県(指定都市)が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が連携構築
単価：620万円/件 件数：10箇所 対象：都道府県、指定都市

生涯学習プログラムの開発・実施

(2)地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進
・市区町村と民間団体等の連携による多様な学習プログラムの開発・実施
・重度重複障害者向けの訪問型学習プログラムも対象
単価：130万円/件 件数：30箇所 対象：市区町村、民間団体等

(3)大学・専門学校における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築
・大学等における専門性を活用した学習プログラムの研究・開発
・学生の参画による、若年層への障害理解を推進するプログラムの実施
単価：150万円/件 件数：6箇所 対象：大学、専門学校

合理的配慮/情報保障による
学習プログラムの実証も実施

実践研究

3. 普及・啓発活動の強化 24百万円（22百万円）

障害者の生涯学習活動を広げるため、1.の調査結果や2.の実践研究の成果を発信/水平・垂直展開するコンファレンス等を実施するとともに、アドバイザーの派遣を行う。

(1)障害者参加型フォーラム
障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向け、障害当事者・関係者等の参画を得て、障害者の学びに関係するテーマ(先進的な学習プログラムやICTを活用した学び、読書バリアフリーなど情報保障等)にて対話を行うフォーラムを開催する。

(2)共生社会コンファレンス
障害者の学びの場の充実を目指し、障害者本人による学びの成果発表等や学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議を行う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国各地域ブロックで開催。来年度より、障害種別や実施主体別等のテーマ型コンファレンスも開催。

(3)アドバイザー派遣
全国における障害者の生涯学習の活動を支援するため、新たに取組を実施・検討しようとする団体等に対して、要請に応じて、障害者の生涯学習推進に関する様々な知見を有する人材をアドバイザーとして現地派遣等を行う。

普及・啓発

新たな課題と
テーマの発掘

ゴール

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を実現する。

担当：男女共同参画共生社会学習・安全課

学校卒業後における 障害者の学びの支援推進事業

1. 生涯学習を通じた共生社会の実現 に関する調査研究



文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

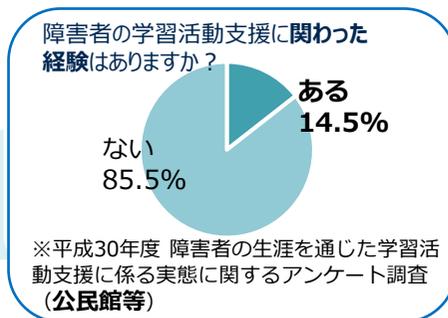
令和6年度学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

1. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究

目的：共生社会の実現に向けて、障害者の生涯学習活動に係る実態把握、地方公共団体や社会教育施設等の取組推進状況等事業成果の推移捕捉、国や地方公共団体等の施策立案等に活用する

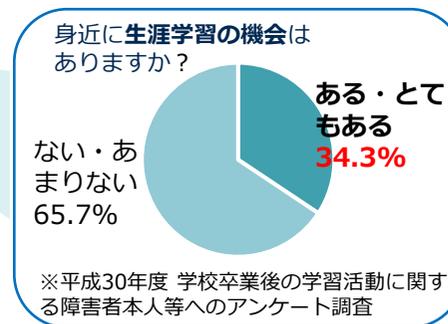
平成29年度

- ・障害者の生涯学習活動に関する実態調査
- 【都道府県・市町村・特別支援学校】



平成30年度

- ・学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究
- 【公民館・生涯学習センター、障害者本人家族】



令和元年度

- ・社会教育施設において障害者が生涯学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する調査
- 【図書館・博物館・青少年教育施設等】

令和2年度

- ・大学等が開講する主に知的障害者を対象とした生涯学習プログラムに関する調査
- 【大学等】

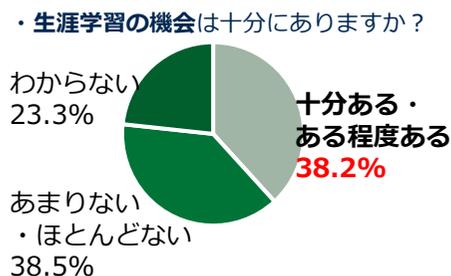
令和3年度

- ・重度重複障害児者等の生涯学習に関する実態調査
- 【障害者本人家族・生涯学習提供団体】

令和4年度

- ・障害者の生涯学習活動に関する実態調査
- 【都道府県・市町村、障害者本人家族対象】
- ※H29・30年度 赤字部分のフォローアップ含む

〔障害当事者の声（アンケート調査）〕



〔地方公共団体等の状況〕

- ・障害者の生涯学習に関するコーディネーターがいる。
- 都道府県 46.3%
- 市区町村 16.1%
- *参考：平成29年度調査：
都道府県 2.9%
市区町村 4.2%

令和5年度

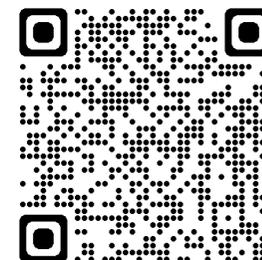
- ・障害者の生涯学習活動に関する実態調査
- 【特別支援学校における生涯学習への取組、公民館・生涯学習センター等の社会教育施設等における障害者の生涯学習への取組、合理的配慮の取組】
- ※H29・30年度 緑字部分のフォローアップ含む



調査結果はHPで公表しています

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusushien/1419306.htm

障害者の生涯学習活動に関する実態調査 ～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～ 【調査結果概要】



今後に向けて

① 庁内外の連携体制の構築 ※P3, 11

- ✓ 連携に取り組む自治体が増加している。
 - ✓ 庁内連携の内容は個別の事業、取組の情報共有が多い。市区町村においては、庁内外の意識の醸成、意欲的な取組、ニーズに応じた学習機会の提供に進捗が見られない（行えているのは2割程度）。
- 庁内連携では、各所管課の強みを活かした企画立案や取組実施につながる連携が期待される。庁外連携では、庁内外の関係機関によるコンソーシアムのような、多様な機関が協議を行う場の設定が期待される。
- 庁内外の連携にあたっては、関係する職員の意識を高める取組が有効である。また、障害者の生涯学習支援推進について、域内全域で社会的な気運を高める取組も重要である。

② ニーズの把握とプログラムの充実 ※P4, 5, 6

- ✓ 規模の小さい市、町、村では、ニーズの把握、事業実施の割合が低い。ニーズを把握している市区町村では、主に障害福祉担当課が、アンケート調査や聞き取り、相談支援の中で実施していると回答。
 - ✓ 合理的配慮等により学習機会を確保する自治体は多いが、約半数が「要望があれば対応している」という状況。
- 事業の推進に困難を抱える自治体においては、定量的な調査だけでなく、障害福祉担当課の協力を得て、個別の具体的なニーズ（定性情報）にアプローチするとともに、関係機関とともに小規模に事業を始めるなど、実践を重ねる中で、ノウハウの習得や人材育成を推進することが期待される。
- 合理的配慮等により、障害者への学習機会を提供する際は、障害者本人への情報提供や意向確認の方法等を実効性の観点から確認し、改善することが期待される。

③ 生涯学習に関する普及啓発、情報提供 ※P8, 14, 16, 17, 18

- ✓ 障害者本人が生涯学習のイメージを醸成できていない（取り組んでいない理由は、「どのような学習があるのか、知らない」が約6割）。
 - ✓ 地方公共団体による情報提供が、障害者本人に活用されていない。
- 障害者本人等が、学校卒業後も地域で学び続けることができるという具体的なイメージを持てるよう、国、地方公共団体による普及啓発が必要である。
- 地域で学びたい障害者が情報を入手できるよう、一元的な情報収集・情報提供が必要である。また、障害者本人が相談しやすい家族や障害福祉サービスの事業所・施設に対する情報提供や障害者学習支援窓口の周知等、情報提供の方法の工夫が求められる。
- ・一元的な情報提供の事例：大分県（専用サイト）、兵庫県（スマートフォンで利用可能な専用アプリ）

④ 市区町村と都道府県の連携 ※P3, 5, 8, 9, 10, 12

- ✓ 都道府県等と規模の小さい市、町、村の進捗に格差がある。
- 障害者の生涯学習機会を充実させていくためには、市民の生活に密着した市区町村による取組の推進が求められる。そのためには、都道府県において、市区町村と連携した体制整備や市区町村が都道府県事業へ参画できる仕組みづくり、積極的な研修の実施など、広域的な支援を促進していくことが期待される。
- 都道府県には、障害者の生涯学習にかかるコーディネーターを積極的に配置し、域内の市区町村に対して障害者の生涯学習推進の重要性の周知、情報提供や人材育成、講師派遣等に係る、専門的な支援や連携の強化が期待される。
- 単独での事業実施が困難な市町村においては、民間団体及び近隣自治体と連携した取り組みや都道府県事業に参加するための体制づくりが望まれる。

今後に向けて

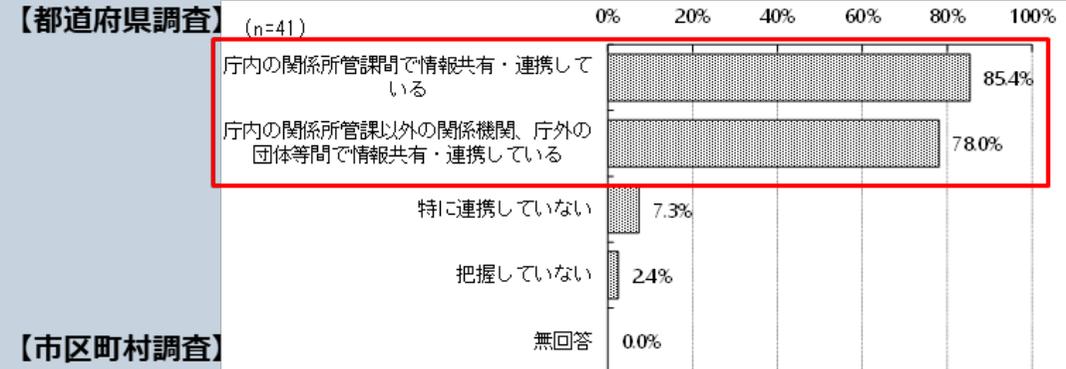
① 庁内外の連携体制の構築 ※P3, 11

- ✓ 連携に取り組む自治体が増加している。
 - ✓ 庁内連携の内容は個別の事業、取組の情報共有が多い。市区町村においては、庁内外の意識の醸成、意欲的な取組、ニーズに応じた学習機会の提供に進捗が見られない（行えているのは2割程度）。
- 庁内連携では、各所管課の強みを活かした企画立案や取組実施につながる連携が期待される。庁外連携では、庁内外の関係機関によるコンソーシアムのような、多様な機関が協議を行う場の設定が期待される。
- 庁内外の連携にあたっては、関係する職員の意識を高める取組が有効である。また、障害者の生涯学習支援推進について、域内全域で社会的な気運を高める取組も重要である。



- ・ 協議の場の設定
- ・ 意識の醸成と社会的な機運向上

庁内の関係部局や関係機関との情報共有・連携の状況



【市区町村調査】

自治体種別	Total	連携状況					無回答
		合計	庁内の関係所管課間で情報共有・連携している	庁内の関係所管課以外の関係機関、庁外の団体等間で情報共有・連携している	特に連携していない	把握していない	
	892	305	229	396	104	1	
	100.0%	34.2%	25.7%	44.4%	11.7%	0.1%	
政令指定都市	14	10	7	3	1	0	
	100.0%	71.4%	50.0%	21.4%	7.1%	0.0%	
中核市	45	20	22	11	6	0	
	100.0%	44.4%	48.9%	24.4%	13.3%	0.0%	
特別区	14	9	10	2	1	0	
	100.0%	64.3%	71.4%	14.3%	7.1%	0.0%	
その他の市	405	161	133	148	45	0	
	100.0%	39.8%	32.8%	36.5%	11.1%	0.0%	
町	341	84	50	188	44	1	
	100.0%	24.6%	14.7%	55.1%	12.9%	0.3%	
村	73	21	7	44	7	0	
	100.0%	28.8%	9.6%	60.3%	9.6%	0.0%	

【平成29年度調査】障害者の生涯学習活動に関する連携の状況
連携している割合：都道府県 71.4%、市区町村 25.8%

今後に向けて

（把握している場合）ニーズを把握している部署（選択肢上位）

【都道府県調査】

・ 障害福祉担当課 55.6%、教育委員会の生涯学習・社会教育担当課 47.2%、
教育委員会外の文化・スポーツ・青少年育成担当課 33.3%

【市区町村調査】

・ 障害福祉担当課 74.4%、教育委員会の生涯学習・社会教育担当課 30.9%



- ・ 障害福祉担当課の協力
- ・ 小規模な事業の開始

② ニーズの把握とプログラムの充実 ※P4, 5, 6

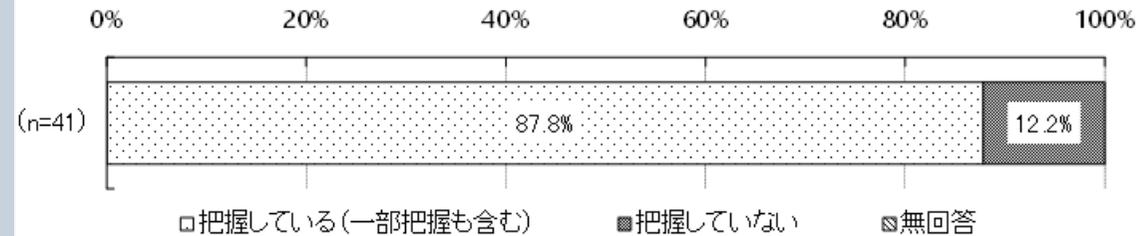
✓ 規模の小さい市、町、村では、ニーズの把握、事業実施の割合が低い。
ニーズを把握している市区町村では、主に障害福祉担当課が、アンケート調査や聞き取り、相談支援の中で実施していると回答。

✓ 合理的配慮等により学習機会を確保する自治体は多いが、約半数が「要望があれば対応している」という状況。

- 事業の推進に困難を抱える自治体においては、定量的な調査だけでなく、障害福祉担当課の協力を得て、個別の具体的なニーズ（定性情報）にアプローチするとともに、関係機関とともに小規模に事業を始めるなど、実践を重ねる中で、ノウハウの習得や人材育成を推進することが期待される。
- 合理的配慮等により、障害者への学習機会を提供する際は、障害者本人への情報提供や意向確認の方法等を実効性の観点から確認し、改善することが期待される。

障害者の生涯学習ニーズの把握の有無

【都道府県調査】



【市区町村調査】

		合計	把握している（一部把握も含む）	把握していない	無回答
自治体種別	Total	892	375	516	1
		100.0%	42.0%	57.8%	0.1%
	政令指定都市	14	11	3	0
		100.0%	78.6%	21.4%	0.0%
	中核市	45	31	14	0
		100.0%	68.9%	31.1%	0.0%
	特別区	14	13	1	0
		100.0%	92.9%	7.1%	0.0%
その他の市	405	200	205	0	
	100.0%	49.4%	50.6%	0.0%	
町	341	95	245	1	
	100.0%	27.9%	71.8%	0.3%	
村	73	25	48	0	
	100.0%	34.2%	65.8%	0.0%	

今後に向けて

障害者の生涯学習活動に関する情報提供の有無

【都道府県調査】



【市区町村調査】

		合計	提供している (一部提供を含む)	提供してい ない	無回答
自治体 種別	Total	385	250 64.9%	134 34.8%	1 0.3%
	政令指定都市	8	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	中核市	25	22 88.0%	2 8.0%	1 4.0%
	特別区	10	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他の市	180	132 73.3%	48 26.7%	0 0.0%
	町	131	70 53.4%	61 46.6%	0 0.0%
	村	31	8 25.8%	23 74.2%	0 0.0%

【平成29年度調査】障害者の生涯学習活動に関する情報提供の状況
提供している割合：都道府県 54.3%、市区町村 25.5%

③ 生涯学習に関する普及啓発、情報提供 ※P8, 14, 16, 17, 18

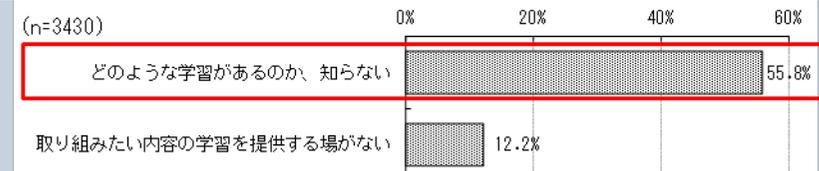
✓ 障害者本人が生涯学習のイメージを醸成できていない（取り組んでいない理由は、「どのような学習があるのか、知らない」が約6割）。

✓ 地方公共団体による情報提供が、障害者本人に活用されていない。

- 障害者本人等が、学校卒業後も地域で学び続けることができるという具体的なイメージを持てるよう、国、地方公共団体による普及啓発が必要である。
- 地域で学びたい障害者が情報を入手できるよう、一元的な情報収集・情報提供が必要である。また、障害者本人が相談しやすい家族や障害福祉サービスの事業所・施設に対する情報提供や障害者学習支援窓口の周知等、情報提供の方法の工夫が求められる。

・一元的な情報提供の事例：大分県（専用サイト）、兵庫県（スマートフォンで利用可能な専用アプリ）

生涯学習に取り組んでいない理由

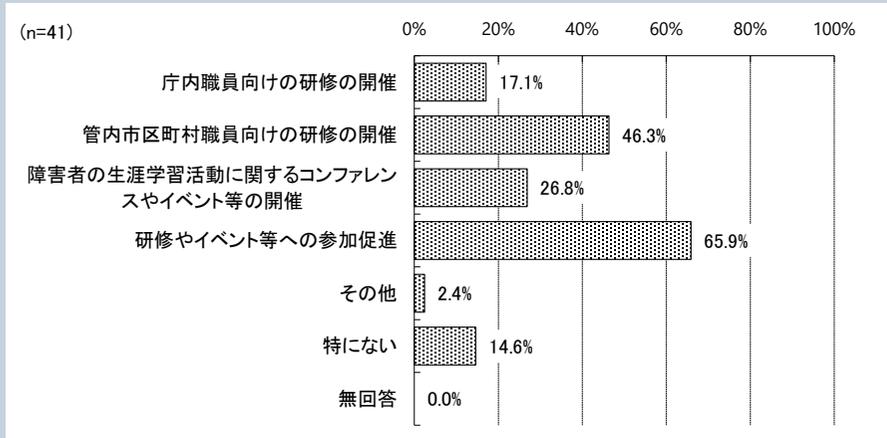


・障害者が入手できるような
情報提供方法の工夫

今後に向けて

障害者の生涯学習活動について理解を図るための取組状況

【都道府県調査】



【市区町村調査】

		合計	庁内職員向けの研修の開催	障害者の生涯学習活動に関するコンファレンスやイベント等の開催	研修やイベント等への参加促進	その他	特にない	無回答
自治体種別	Total	892	101	35	181	21	606	5
		100.0%	11.3%	3.9%	20.3%	2.4%	67.9%	0.6%
	政令指定都市	14	5	2	3	2	7	0
		100.0%	35.7%	14.3%	21.4%	14.3%	50.0%	0.0%
	中核市	45	13	2	12	1	21	0
		100.0%	28.9%	4.4%	26.7%	2.2%	46.7%	0.0%
	特別区	14	2	2	4	0	7	0
		100.0%	14.3%	14.3%	28.6%	0.0%	50.0%	0.0%
	その他の市	405	48	18	85	11	267	5
	100.0%	11.9%	4.4%	21.0%	2.7%	65.9%	1.2%	
町	341	28	11	62	7	250	0	
	100.0%	8.2%	3.2%	18.2%	2.1%	73.3%	0.0%	
村	73	5	0	15	0	54	0	
	100.0%	6.8%	0.0%	20.5%	0.0%	74.0%	0.0%	



- ・広域的・専門的な支援の促進
- ・都道府県事業への参加

④ 市区町村と都道府県の連携 ※P3, 5, 8, 9, 10, 12

✓ 都道府県等と規模の小さい市、町、村の進捗に格差がある。

- 障害者の生涯学習機会を充実させていくためには、市民の生活に密着した市区町村による取組の推進が求められる。そのためには、都道府県において、市区町村と連携した体制整備や市区町村が都道府県事業へ参画できる仕組みづくり、積極的な研修の実施など、広域的な支援を促進していくことが期待される。
- 都道府県には、障害者の生涯学習にかかるコーディネーターを積極的に配置し、域内の市区町村に対して障害者の生涯学習推進の重要性の周知、情報提供や人材育成、講師派遣等に係る、専門的な支援や連携の強化が期待される。
- 単独での事業実施が困難な市町村においては、民間団体及び近隣自治体と連携した取り組みや都道府県事業に参加するための体制づくりが望まれる。

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた取組

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた取組

文部科学大臣メッセージ（平成29年4月）

これからは、障害のある方々が、学校卒業後も障害を通して教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことが出来るよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要

現状と課題

【学校卒業後の状況】

特別支援学校高等部卒業生の約91%は就職又は障害福祉サービス（就労移行支援・就労継続支援）に進む。
（特別支援学校卒業生 約2万人/年）

- ◆障害者雇用等による就職 30.2%
- ◆障害福祉サービス 61.1%

高等教育機関への進学率は約2.2%
特に、卒業生のおよそ9割を占める知的障害者は約0.5%に留まる。

令和4年度学校基本調査

【地方公共団体等の状況】

平成30年度調査
ある 14.5%
ない 85.5%

公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験がある。

公民館：全国約13,000か所に設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

令和4年度調査
ある 38.2%*
現在学習に取り組んでいる 20.7%
学習に取り組んでいない理由：どのような学習があるのか、知らない 55.8%

都道府県 46.3%
市区町村 16.1%

*参考：平成29年度調査：都道府県 2.9% 市区町村 4.2%
*参考：平成30年度調査：「たてもある」「ある」 34.3%

社会情勢の変化

平成26年 「障害者権利条約」批准
→障害者の生涯学習機会の確保が明記

平成28年 「障害者差別解消法」施行
→国・地方公共団体の合理的配慮の義務化

平成30年 障害者基本計画（第4次）及び第3期教育振興基本計画 策定
→基本的施策に「学校卒業後の障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実」を位置付け

令和元年 視覚障害者の読書環境の整備の推進に関する法律
→読書することのできる環境の整備

令和4年 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
→情報の取得利用、意思疎通に係る施策の総合的な推進

推進体制の構築

平成29年4月、大臣メッセージ『特別支援教育の生涯学習化に向けて』を刊出。総合教育政策局（当時の生涯学習政策局）に、障害者の生涯学習政策を総合的に推進する「障害者学習支援推進室」を新設

地方公共団体

都道府県、市区町村に「障害者学習支援担当」窓口設置
URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/kuusel/gakusyushien/1400430.htm

教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている市区町村数 876/1635自治体（令和元年度調査）

障害者の生涯学習推進の方向性

（平成31年3月）学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について（報告）」より

<p>【目指すべき社会像】</p> <p>「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」</p> <p>一誰もが、障害の有無にかかわらず学び続けることができる社会</p> <p>一健康で生きがいのある生活を過ごすことができ、自らの個性や得意分野を生かして参加できる社会</p>	<p>【特に重視すべき視点】</p> <p>①本人の主体的な学びの重視 ②学校教育から卒業後における学びの接続の円滑化 ③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携強化 ④障害に関する社会全体の理解の向上</p>
---	---

障害者の生涯学習推進の方策（主な取組）

障害者の多様な学習活動の充実	
多様な学習モデルの構築と普及	障害者青年学級、訪問型、オンライン型、ICT活用、スポーツ・アート活動、公民館講座 等
多様な主体による学びの提供	社会教育施設等、大学、ボランティア・NPO、福祉事業所、学生サークル、企業 等
障害者の学びに関する理解促進	
「生涯学習」意識の醸成	学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行 / 社会教育施設の活用促進 等
顕彰を通じた普及啓発	「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰
障害の有無にかかわらず、ともに学ぶ場を通じた理解促進	障害者参加型フォーラム（超福祉の学校） / コンференス（ブロック・テーマ別） 等
基盤整備	
持続可能な体制の構築	都道府県・政令指定市が核となったコンソーシアム / 自治体と民間団体の連携促進 等
学びの担い手の育成	自治体担当者のネットワーク / コンテンツ集の提供 / コンференス（ブロック・テーマ別） 等
学びの場における合理的配慮と情報保障の推進	読書/リアリーへの推進 / 情報提供の工夫 / 情報取得、利用、意思疎通に係る施策推進

都道府県・市区町村担当部局等に期待される取組

（令和4年3月）障害者の生涯学習の推進を図る人材育成の在り方検討会 議論のまとめ
【別添：障害者の生涯学習の推進に向けて関係機関に期待される取組】より

（教育委員会）	
・教育振興基本計画や社会教育・生涯学習推進計画等への障害者の生涯学習に関する位置づけと目標管理	
・障害福祉関係部局等と連携した推進体制の構築	
・障害者の生涯学習に関するニーズの調査・把握	
・障害者の生涯学習に関する取組状況や地域資源等の情報収集・発信	（障害福祉担当部局等）
・障害理解や合理的配慮の実施等に関する研修等の企画・実施	・障害者計画等における記載
・各種会議体（社会教育委員や公民館運営協議会等）への障害者本人の参画	・市町村（自立支援）協議会における取組

学校卒業後における 障害者の学びの支援推進事業

2. 地域における持続可能な学びの支援に関する
実践研究（委託事業）
3. 普及・啓発活動の強化



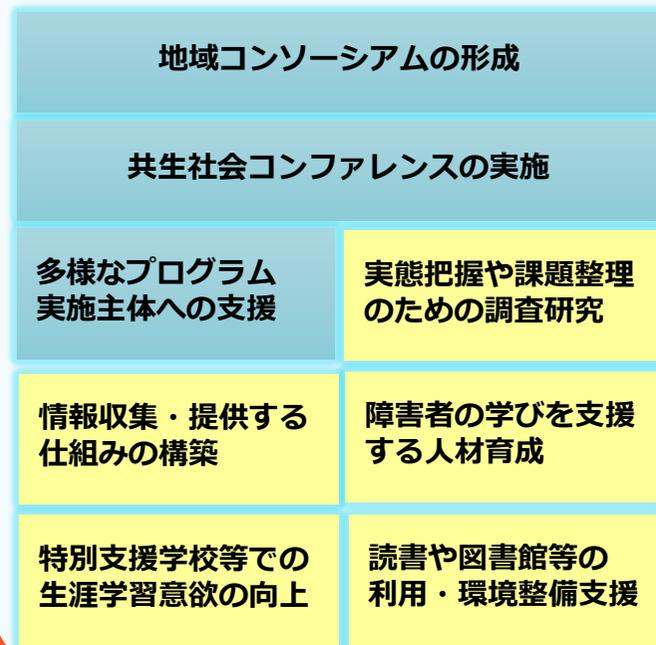
文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

都道府県、市区町村、高等教育機関、民間団体等の多様な実施主体が、障害特性やニーズを踏まえた障害者の学びの充実に推進

(1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための地域コンソーシアムを形成し、支援体制を構築

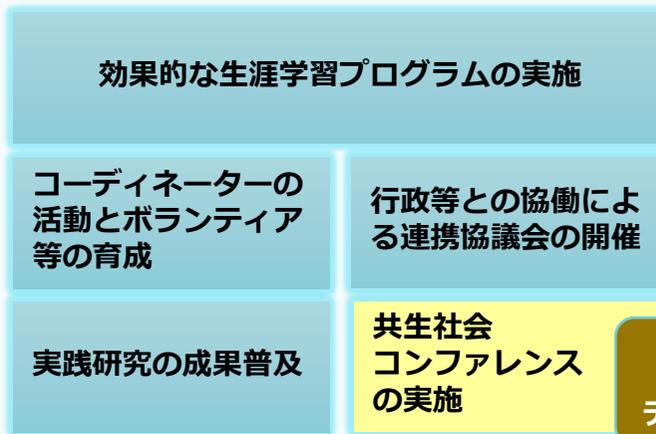
都道府県レベルのネットワーク構築



(2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進

市町村と民間団体等が組織的に連携し、障害当事者のニーズや地域資源を踏まえ、ICT等の活用や多様な体験活動、重度重複障害者等に対する訪問型の学習など、生涯学習プログラムを開発・実施

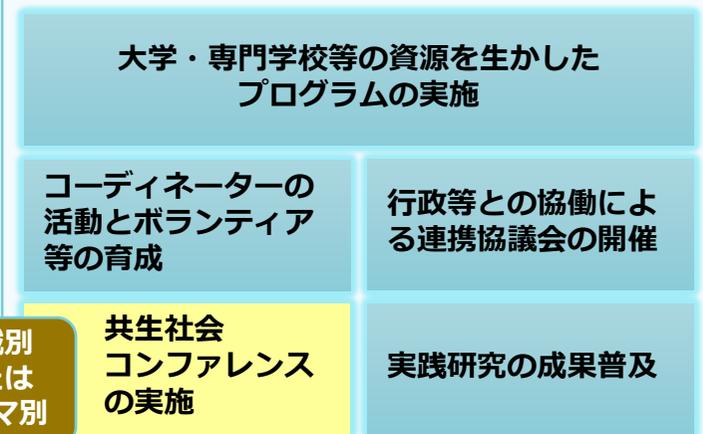
地域レベルの学習機会拡充



(3) 大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築

大学・専門学校等の物的・人的資源や専門性を十分に活用しながら、学生と障害者が共に学ぶ機会、参集型や訪問型など障害種やニーズに対応した多様な生涯学習プログラム等を研究・開発

新たな学びの場の創出



～ スタートアップ支援 ～
障害者の生涯学習プログラム開始のための調査等

事業開始に先立つ実態調査等に活用可能

青色 は必須

黄色 は選択

ピンク は単独

今年度は 37団体に委託

北海道教育委員会

・北海道岩見沢市

秋田県教育委員会

・秋田県大館市

- ・公立大学法人長野大学
- ・NPO法人LomiLomiどっとこむ
- ・ソーシャルコミュニケーション
- ・カレッジSCC松本校

兵庫県教育委員会

・公益財団法人
こうべ市民福祉振興協会

- ・国立大学法人愛媛大学
- ・包摂の新しい学び創造委員会
- ・国立大学法人山口大学

・国立大学法人
大阪教育大学

宮城県教育委員会

- ・一般社団法人
スナフキン・アンサンブル
- ・特定非営利活動法人
エイブル・アート・ジャパン
- ・特定非営利活動法人ポラリス

東京都教育委員会

- ・NPO法人障がい児・者の学びを保障する会
- ・一般社団法人みんなの大学校
- ・にじメディア制作委員会
- ・特定非営利活動法人障がい者
スポーツクラブHIMAWARI
- ・一般社団法人真山舎
- ・株式会社 CMU Holdings
- ・相模原市
- ・重度障害者・生涯学習ネットワーク
- ・特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所

大分県教育委員会

- ・国立大学法人静岡大学
- ・特定非営利活動法人クリエイティブサポートレッツ
- ・一般社団法人ASOBI

宮崎県

・高知県公立大学法人
高知県立大学

- ・社会福祉法人一麦会
- ・有限会社ViVifala島ゆかこ

- ・愛知県犬山市
- ・NPO法人春日井子どもサポート KIDS COLOR
- ・特定非営利活動法人杏

(参考) 事業受託団体数の推移

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5
事業受託団体数	18	21	20	22	28	37
都道府県	4	3	5	4	6	7

(1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための地域コンソーシアムを形成し、支援体制を構築

都道府県レベルのネットワーク構築

地域コンソーシアムの形成	
共生社会コンファレンスの実施	
多様なプログラム実施主体への支援	実態把握や課題整理のための調査研究
情報収集・提供する仕組みの構築	障害者の学びを支援する人材育成
特別支援学校等での生涯学習意欲の向上	読書や図書館等の利用・環境整備支援

①関係機関の参画による地域コンソーシアムの形成

②障害者の生涯学習プログラムを実施する多様な実施主体（市区町村、大学、民間団体等）に対する支援

③地域における関係団体、支援者、障害者本人等が参加する共生社会コンファレンスの実施

④障害者の学びに関するニーズや実態、地域の学びの環境に関する調査研究の実施

⑤特別支援学校等における児童生徒の生涯学習の意欲向上に資する取組の実施

⑥障害者の学びを支援する人材の育成に資する研修の実施

⑦障害者の学びに関する情報を一元的に収集・提供する仕組みの構築

⑧読書や図書館等の利用や意思疎通に困難を伴う障害者の支援に関する取組の実施

必須

選択

アドバイザー派遣

R5～



- ① 障害者の学習支援の専門性を有する者
- ② 大学等の有識者
- ③ 先進的な取組を行ってきた事業受託団体のコーディネーター等

技術的支援

年間複数回・
複数箇所に派遣

相談

好事例、先進事例の紹介

- ・連携強化、ネットワーク構築支援
- ・課題分析、取組手法等に係る支援
- ・体制整備、人材育成支援
- ・普及・啓発方法に係る支援
- ・自治体内研修の講師等

委託事業実施に関わらず、

新しく取組を開始したい自治体・団体等

経験の浅い自治体・団体のスタートアップを積極支援！

文部科学大臣表彰

H29～



(令和5年12月12日 表彰式)

障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体を表彰。地方自治体や関係機関からの推薦された地域で長年にわたる功労や功績が認められる取組や今後の展開が期待される取組に光をあて、支援活動の普及や障害者の学習機会拡大を促進。

担当者連絡会（開催予定）

R5～

対象：各地方自治体で障害者の生涯学習支援や施策の推進に携わる担当職員等

趣旨：各地方自治体における障害者の生涯学習推進に係る基本的視点や考え方を学び、施策推進上の課題や工夫を共有する機会とする

コンファレンス・フォーラム

令和元年度より障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国で開催（R5年度13箇所）し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害理解の促進や、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の充実を目指す。

令和5年度のコンファレンス開催13箇所中、都道府県（教育委員会含む）による開催7箇所

- ・北海道教育委員会・秋田県教育委員会・宮城県教育委員会
- ・東京都教育委員会・兵庫県教育委員会・大分県教育委員会・宮崎県

R6～地域毎だけでなくテーマ別のコンファレンス開催予定

例1 障害者の学びのニーズや学びの成果としての社会参加機会の創出に向けて、障害者本人による学びの成果発表や思いの表現等の機会を設定

例2 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

例3 各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催、関係者のネットワーク構築に資する交流機会を設定

「障害者の有無を超えて、共にまなび、つくる共生社会フォーラム」
～超福祉の学校@SHIBUYA～

従来の障害福祉や教育の枠に収まらない多様な方々がシンポジウムに登壇。全国各地の具体的なアクション、生涯学習や教育に関する最新事例について、渋谷からオフ&オンラインで全国に発信。

<https://peopledesign.or.jp/school/>



アドバイザー派遣

R5~



- ① 障害者の学習支援の専門性を有する者
- ② 大学等の有識者
- ③ 先進的な取組を行ってきた事業受託団体のコーディネーター等

技術的支援

年間複数回・
複数箇所に派遣

相談

好事例、先進事例の紹介

- ・連携強化、ネットワーク構築支援
- ・課題分析、取組手法等に係る支援
- ・体制整備、人材育成支援
- ・普及・啓発方法に係る支援
- ・自治体内研修の講師等

委託事業実施に関わらず、

新しく取組を開始したい自治体・団体等

経験の浅い自治体・団体のスタートアップを積極支援！

令和5年度 障害者の生涯学習推進アドバイザー

氏名	所属・役職
井口 啓太郎	国立市教育委員会教育部公民館 館長補佐(生涯学習課課長補佐兼任)
國本 真吾	鳥取短期大学幼児教育保育学科 教授
津田 英二	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授
堤 英俊	都留文科大学教養学部学校教育学科 准教授
土畠 智幸	医療法人稲生会 理事長
引地 達也	一般社団法人みんなの大学校 代表理事
藤井 慶博	秋田大学大学院教育学研究科教職実践専攻 教授

■今年度実績

**18の団体・イベントに対し、
累計24回派遣**

■主な派遣目的

- ・研修会の講師
- ・イベントへのパネリスト参加
- ・事業推進に係る相談 等

派遣に係る経費は文科省負担

次年度も継続予定

御活用ください



文部科学大臣表彰

H29～



(令和5年12月12日 表彰式)

障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体を表彰。地方自治体や関係機関からの推薦された地域で長年にわたる功労や功績が認められる取組や今後の展開が期待される取組に光をあて、支援活動の普及や障害者の学習機会拡大を促進。



どのような表彰ですか？

障害者の生涯を通じた多様な学習を支援・実践する活動及びその活動を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰しています。

【表彰式の様子(令和2年度)】

優れている活動を事例集として公表し、障害当事者や地方公共団体等に広く周知することで、障害者の生涯学習支援の推進を図ります。



文部科学省

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰



「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰は平成29年度から実施しており、これまで430件の個人・団体が表彰されています。都道府県・指定都市、大学、文部科学省の関係団体等から推薦された候補者について、審査委員会の審査を経て表彰対象者を選定しています。

過去の表彰の様子、事例集はこちら



学習、スポーツ、文化芸術、情報保障など
活動内容は多岐にわたる

6年間で…

430件

推薦は全国から!



3件以上
4～6件
1～3件

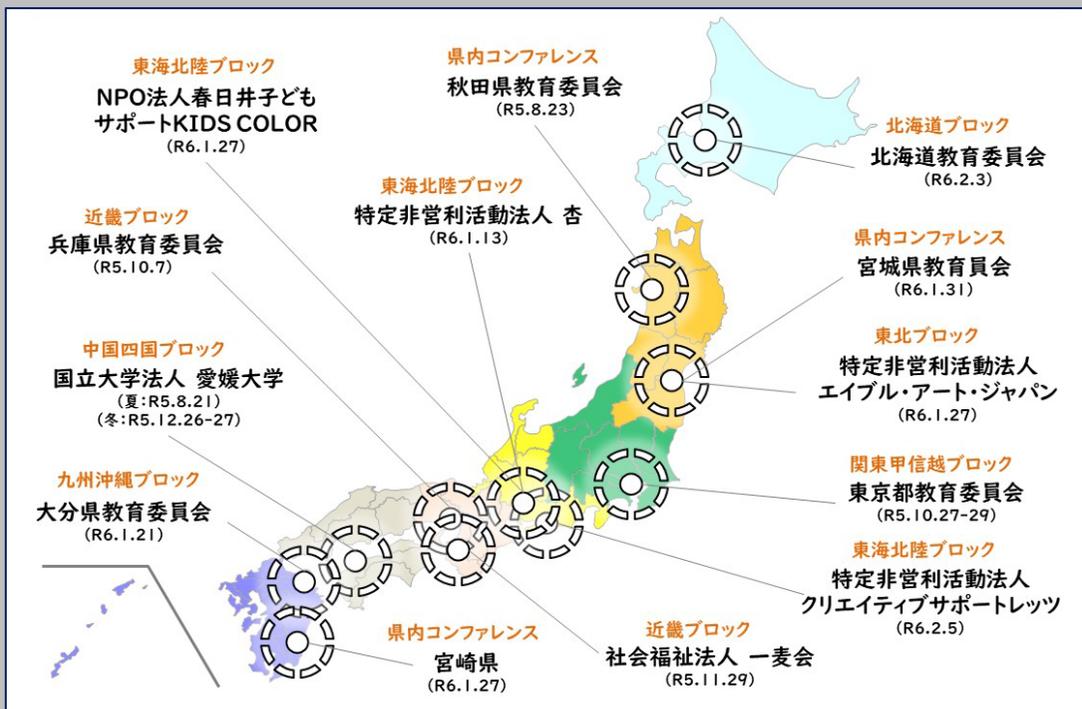


【表彰式での成果発表の様子(令和元年度)】

障害者の生涯学習支援活動とは？



3. 普及・啓発活動の強化



コンファレンス・フォーラム

令和元年度より障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国で開催（R5年度13箇所）し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害理解の促進や、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の充実を目指す。

令和5年度のコンファレンス開催13箇所中、都道府県（教育委員会含む）による開催7箇所

- ・北海道教育委員会・秋田県教育委員会・宮城県教育委員会
- ・東京都教育委員会・兵庫県教育委員会・大分県教育委員会・宮崎県

R6～地域毎だけでなくテーマ別のコンファレンス開催予定

例1 障害者の学びのニーズや学びの成果としての社会参加機会の創出に向けて、障害者本人による学びの成果発表や思いの表現等の機会を設定

例2 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

例3 各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催、関係者のネットワーク構築に資する交流機会を設定

「障害者の有無を超えて、共にまなび、つくる共生社会フォーラム」～超福祉の学校@SHIBUYA～

従来の障害福祉や教育の枠に収まらない多様な方々がシンポジウムに登壇。全国各地の具体的なアクション、生涯学習や教育に関する最新事例について、渋谷からオフ&オンラインで全国に発信。

<https://peopledesign.or.jp/school/>



飛び超えて学ぼう。
学んでつながろう。
Super Jump and Learn and Connect.



超福祉の学校 2023.10.27 (Fri) → 29 (Sun)
11:00-20:30 (29Sun 19:00 close) 渋谷ヒカリエ8F8/「Shibuya Hikarie 8F 8/」

学校卒業後における 障害者の学びの支援推進事業

令和6年度委託事業の公募について



文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

令和6年度学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究（委託事業）

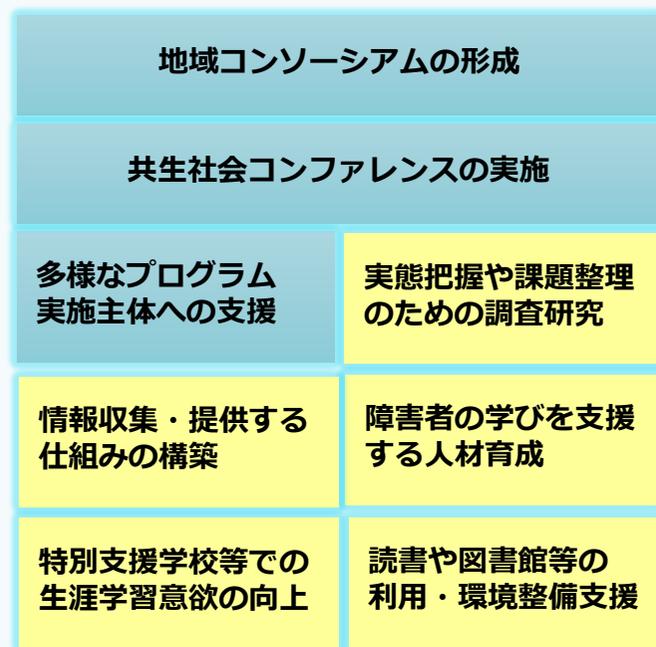


都道府県、市区町村、高等教育機関、民間団体等の多様な実施主体が、障害特性やニーズを踏まえた障害者の学びの充実を推進

（1）地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための地域コンソーシアムを形成し、支援体制を構築

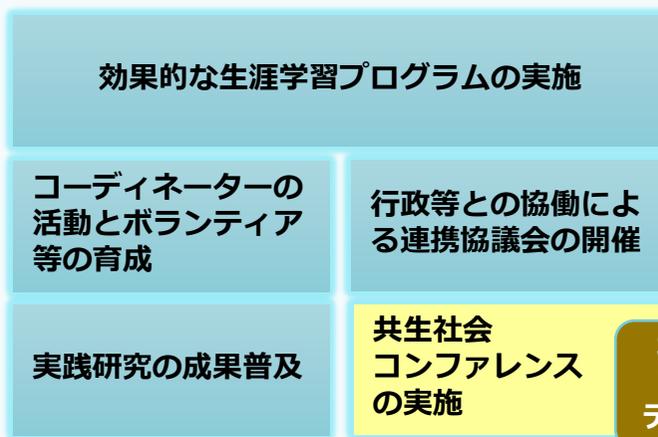
都道府県レベルのネットワーク構築



（2）地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進

市町村と民間団体等が組織的に連携し、障害当事者のニーズや地域資源を踏まえ、ICT等の活用や多様な体験活動、重度重複障害者等に対する訪問型の学習など、生涯学習プログラムを開発・実施

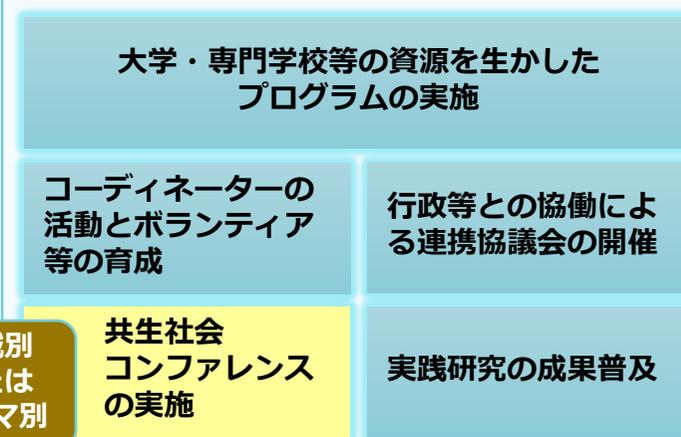
地域レベルの学習機会拡充



（3）大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築

大学・専門学校等の物的・人的資源や専門性を十分に活用しながら、学生と障害者が共に学ぶ機会、参集型や訪問型など障害種やニーズに対応した多様な生涯学習プログラム等を研究・開発

新たな学びの場の創出



～ スタートアップ支援 ～
障害者の生涯学習プログラム開始のための調査等

事業開始に先立つ実態調査等に活用可能

青色 は必須

黄色 は選択

ピンク は単独

令和6年度公募について

地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

【公募期間】

令和6年2月下旬～3月21日(木)17時

令和6年能登半島地震による災害により被災を受けた災害救助法適用地域に所在する者からの申請についてはこの限りではない。

【提出方法】

メールによる提出

【留意事項】

申請にあたっては、公募時に掲載する書類(※)を参照の上、作成すること。

※掲載書類

- ・ 学校卒業後における学びの支援推進事業**実施委託要項**
- ・ 令和6年度学校卒業後における捷夫会社の学びの支援推進事業(1)地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究(ア)地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築**実施要領**
- ・ 令和6年度学校卒業後における捷夫会社の学びの支援推進事業(1)地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究(ア)地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築**公募要領**
- ・ 令和6年度学校卒業後における捷夫会社の学びの支援推進事業(1)地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究(ア)地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築**審査基準**

都道府県・指定都市へのお願い (申請希望団体へのご協力)

■ 推薦書作成へのご協力

「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」では、民間団体(企業、社会福祉法人、NPO法人のほか、ボランティア団体、実行委員会等の任意団体を含む)からの申請に「地方公共団体の推薦書」の提出を必須としている。

申請希望の団体から推薦書作成の依頼があった場合は、申請団体が事業遂行できる団体であることを確認した上で、推薦書の作成にご協力をお願いしたい。

■ 事業推進に関するご協力

申請希望団体から、連携協議会参画等の事業への協力依頼があった場合は、各都道府県指定都市での障害者の生涯学習推進施策の検討及び情報収集・把握の観点等からも、ぜひ積極的にご協力をお願いしたい。

読書バリアフリー 施策について



文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

文部科学省HPでは、読書バリアフリー法に関する情報を公開しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm

読書バリアフリー法

検索



バリアフリーって？

何らかの社会の障壁がない状態

バリア：ハード（物理的）・ソフト（意識・心）・制度・情報

バリアを積極的に除去する方法

・合理的配慮：個別的・事後的

バリアの発見・申し出に基づいて建設的対話

・基礎的環境整備(事前的改善措置)：集团的・事前的

想定されるバリアに対応

法律

○障害者差別解消法

○バリアフリー法

○読書バリアフリー法

○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法・

○障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

- ・ 不当な差別的扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の提供義務 → 令和6年4月1日から事業者も義務化

「合理的配慮」を知っていますか？

障害者差別解消法により、「合理的配慮」などが求められます。

（注）正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。
平成28年4月1日からスタートしました。

障害者差別解消法では何が求められるのですか？

この法律では、「不当な差別的扱い」の禁止

この法律では、「合理的配慮」の提供

対象となる「障害者」は？

対象となる「事業者」は？

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！

3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人もない人も、互いにそのらしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- 表紙 1
- 共生社会の実現に向けて 2
- 合理的配慮の提供とは 4
- 「合理的配慮」には対話が重要です！ 6
- 不当な差別的扱いとは 8
- 障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト 10
- 困ったときは 12

男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室が所管（共管）又は窓口を務める法令

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (通称：読書バリアフリー法) 【議員立法】

- ・ 施行日：令和元年6月28日
- ・ 共管省庁：文部科学省、厚生労働省
- ・ 目的：視覚障害者等の読書環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする。基本計画を策定し、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 基本計画（令和2年度～令和6年度）の策定
 - ✓ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催（第8回協議会：令和4年6月10日開催）
※構成メンバーは関係省庁等（厚生労働省、経済産業省、総務省、国立国会図書館）及び出版者、視覚障害者等の関係者

◆障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 【議員立法】

- ・ 施行日：令和4年5月25日
- ・ 所管省庁：内閣府、厚生労働省
- ・ 目的：全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要。障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。
- ・ 主な取組：
 - ✓ 第13条：教育、文化芸術、スポーツ、レクリエーション等の分野において情報を十分に取得利用・円滑な意思疎通を図ることができるよう、意思疎通支援を行う者の確保、養成等の必要な施策に取り組む。
 - ✓ 附帯決議：資格試験など、各種試験のバリアフリー化の促進。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (通称：改正バリアフリー法)

- ・ 施行日：令和2年6月19日（一部令和3年4月1日）
- ・ 共管省庁等：国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省
- ・ 改正のポイント：
 - ✓ 心のバリアフリーの普及啓発の推進（令和2年6月19日施行）
 - ✓ (1) 国が定める「基本方針」の記載事項や市町村が策定する「移動等円滑化促進方針」及び「基本構想」の記載事項に心のバリアフリーに係る事項を追加。(2) 「基本構想」に盛り込むメニューとして「教育啓発特定事業」創設。(3) 「基本方針」「移動等円滑化促進方針」「教育啓発特定事業」について、国土交通省とともに教育を推進する主務大臣として、文部科学大臣を位置づけ。
 - ✓ 公立小中学校施設のバリアフリー化義務付け（令和3年4月1日施行）
- ・ 主な取組：
 - ✓ 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン作成検討委員会にオブザーバーとして参加。障害当事者等の参画による体験や交流を推進するために必要な取組方法を検証し、教育啓発特定事業の円滑な実施に向けたガイドラインを作成。（令和4年3月）

◆印の法律は、下記議員連盟の発案により成立。
障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟(超党派)
会長 衛藤晟一 議員



読書バリアフリー 啓発リーフレット で検索

意思疎通支援者養成先進事例：国立大学群馬大学
手話サポーター養成プロジェクト室の取り組みがある。手話通訳に関わる資格試験にチャレンジ可能な日本手話・手話通訳スキルの獲得、スキルを活かして教育場面を中心に現場での実践力を高める科目を展開。



※群馬大学HPから引用

群馬大学 手話サポート で検索



※国土交通省HPから引用

国土交通省 教育啓発特定事業 で検索

読書バリアフリー法について

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
(令和元年法律49号、通称「読書バリアフリー法」)

令和元年6月28日施行

目的 (1条)

* ディスレクシア (文字の読み書きが困難のある学習障害) の方も対象です
* * ページをめくれない、本を持っていない方も対象です

視覚障害者等 (=視覚障害、**発達障害***、**肢体不自由等の障害****) により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念 (3条)

- ・ アクセシブルな電子書籍等 (デジタール図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等) が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍 (点字図書・拡大図書等) が提供されること
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務
(4条・5条)

国・地方公共団体の計画
(7条・8条)

基本的施策
(9条~17条)

協議の場等
(18条)

地方公共団体（5条・8条）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、**視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

（地方公共団体の計画）

第8条 **地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。**

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、**視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる**よう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

地方公共団体に求めること

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定

※努力義務、**他計画に上記計画を位置付けることも可**

○読書バリアフリー関連施策の推進

- ・視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)
- ・インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10条関係)
- ・特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条関係)(電磁的記録等の提供促進は除く。)
- ・端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(14,15条関係)
- ・製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条関係)

○啓発用リーフレットの周知および活用

図書館・学校図書館・読書活動に関する国の計画

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
学校 図書館	<p>第5次学校図書館図書整備等5か年計画 (平成29年度～)</p> <p>第6次学校図書館図書整備等5か年計画</p> <p>学習指導要領 完全実施 (小学校) 学習指導要領 完全実施 (中学校) 学習指導要領 年次進行実施 (高等学校)</p>						
子供の 読書活動	<p>第4次子供の読書活動推進基本計画</p> <p>有識者による 検討、計画の策定</p> <p>第5次子供の読書活動 推進基本計画</p>						
読書バリ アフリー基 本計画	<p>6月 読書 バリア フリー 法施行</p> <p>7月「基本計画」策定</p> <p>読書バリアフリー基本計画(第1期)</p> <p>6月～7月 関係者協議会開催 (進捗報告)</p> <p>第1期基本計画 の振り返り 次期計画策定 6月・10月・(12 月) 協議会</p> <p>(第2期)</p>						

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】

（読書バリアフリー基本計画）

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタール図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

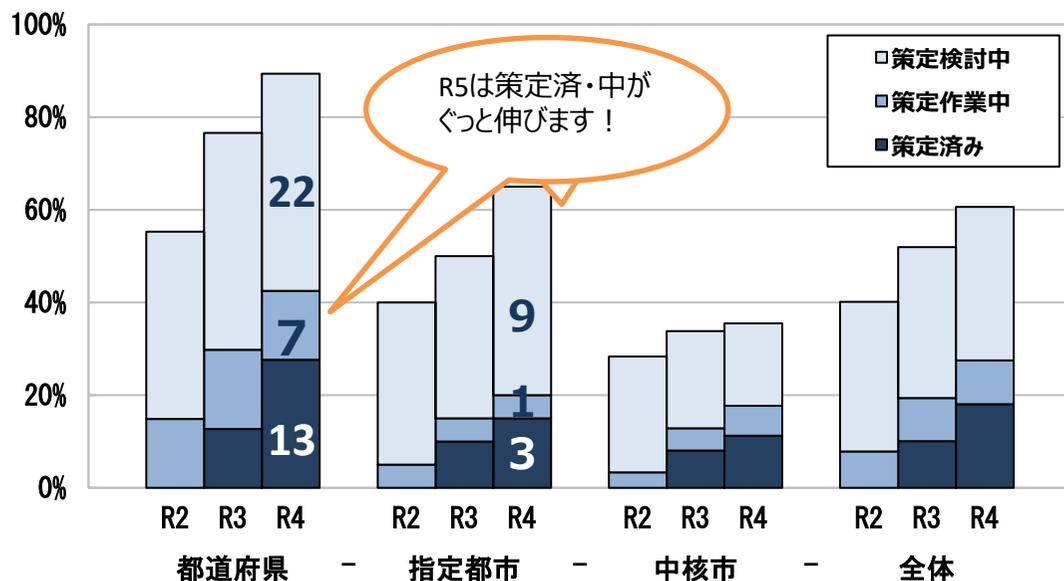
8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 概要

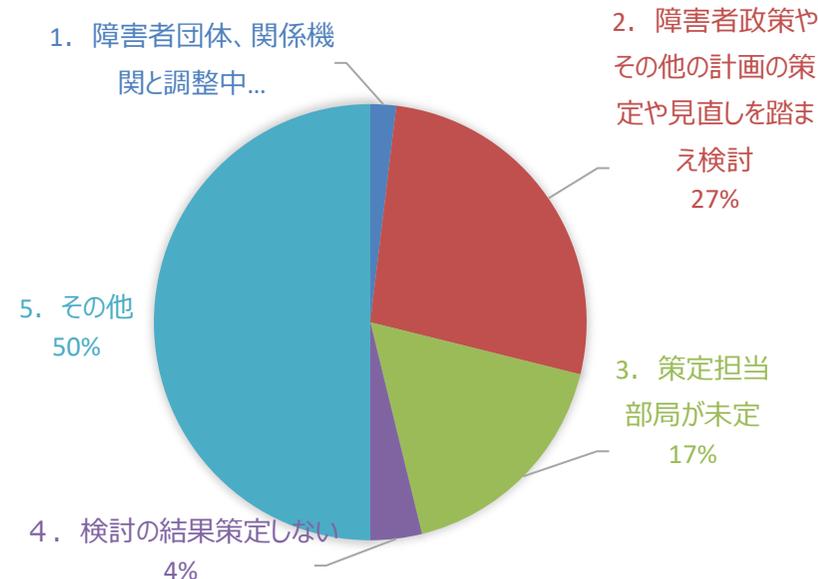
I 令和4年度視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況について

調査対象：都道府県、指定都市、中核市（計129、回答率100%） 調査時点：令和5年2月1日現在



「策定する予定なし（未定も含む）」と回答した理由

N=52



回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 既に策定済み	13	3	7	23
2. 現在策定作業中	7	1	4	12
3. 策定に向けて検討中	22	9	11	42
4. 策定する予定なし（未定も含む）	5	7	40	52

★策定済の計画（単体）文科省HPにリンク→

・他の計画と一体で策定している例

- ・障害者計画
- ・読書推進計画、図書館振興計画★
- ・共生関連計画等



5.その他コメント（要約・抜粋）

- ・県や他中核市の状況を鑑みて
- ・県の計画の一部で包括されている（中核市）
- ・調整を要する（が、その体制が整っていない、未調整、未協議）
- ・点字図書館の計画・サービスで充足されている
- ・図書館での障害者サービスを充実
- ・計画策定の要否を検討中

地方公共団体において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定するための指針

2023年4月1日 公益社団法人日本図書館協会（障害者サービス委員会）

目次

はじめに

第1章 読書バリアフリー計画策定の考え方

- 1 読書バリアフリー法の特徴と計画策定の意義
- 2 読書バリアフリー計画策定で注意してほしいこと
- 3 読書バリアフリー計画を策定するための体制

第2章 読書バリアフリー計画の内容

1 概要

- (1) 読書バリアフリー法の概要
- (2) 読書バリアフリー計画策定の意義，目的
- (3) 読書バリアフリー計画の対象
- (4) 読書バリアフリー計画の策定者
- (5) 読書バリアフリー計画の期間
- (6) 地方自治体の現状
- (7) 今後の目標

2 具体的施策

→自治体の計画で示すべきものが整理されている

3 指標，数値目標

4 読書バリアフリー計画の今後

- (1) 読書バリアフリー計画の周知及び啓発
 - (2) 進捗状況の検討組織
 - (3) 読書バリアフリー計画の更新
- 5 「読書バリアフリー計画の用語集」の作成
 - 6 参考資料

第3章 読書バリアフリー計画の周知，普及

- 1 対象
- 2 周知方法
- 3 配慮すべきこと

最初からフルバージョンはハードルが高い？

ほかの計画と一体で策定したり
現状把握や読書のバリアがある
ことを知ることから始めても！

3 指標，数値目標

この計画期間に達成したい数値目標を記す。

ただし，現状を数字で把握していないと目標も立てられないため，最初からは出さずに，次回更新時の課題とすることもできる。

おおむね以下のことを図書館の種類別（都道府県立，市区町村立，点字）に，数値で記したい。

- ① 視覚障害者等の利用者数
- ② 障害者サービスのサービス実施館数
- ③ 資料の所蔵数，製作数（著作権法第37条第3項によるもの）
- ④ 資料の提供数
- ⑤ 再生機器等の所蔵数，貸出・案内件数
- ⑥ ICTサポートセンター等，福祉サービスの利用件数
- ⑦ 担当する職員数，音訳者等資料製作者数
- ⑧ 職員研修会，音訳者等資料製作者研修会の状況
- ⑨ その他

読書バリアフリーコンソーシアム事業について

～文部科学省予算事業「図書館における障害者利用の促進」～

目的：組織の枠を超えた関係者間の連携体制を構築

⇒読書バリアフリー基本計画の施策を効率的かつ効果的に推進

内容：地域等において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な

館種の図書館や関係行政組織・団体等が連携した「読書バリアフリーコンソーシアム」を設置

⇒物的・人的資源の共有をはじめとした様々な読書バリアフリーな取組の実施

↓詳しくはこちら！



【委託先一覧】

○東京大学先端科学技術研究センター（R3年度・R4年度・R5年度）

学校図書館等におけるアクセシブルな書籍等の共有を目指した読書バリアフリーコンソーシアムの構築

- ・アクセシブルな電子書籍等を効率的に製作、共有する仕組み等の検討
- ・図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進的グッドプラクティスの集約・公開

○国立大学法人 筑波技術大学（R5年度）

障害者の読書とテクノロジーによる課題解決に焦点を絞り、課題に向けての論点整理

- ・課題解決に向けて取り組む「読書バリアフリーコンソーシアム テクノロジーハブ」を組織

○鳥取県教育委員会（R3年度）

鳥取県内の読書バリアフリー推進事業

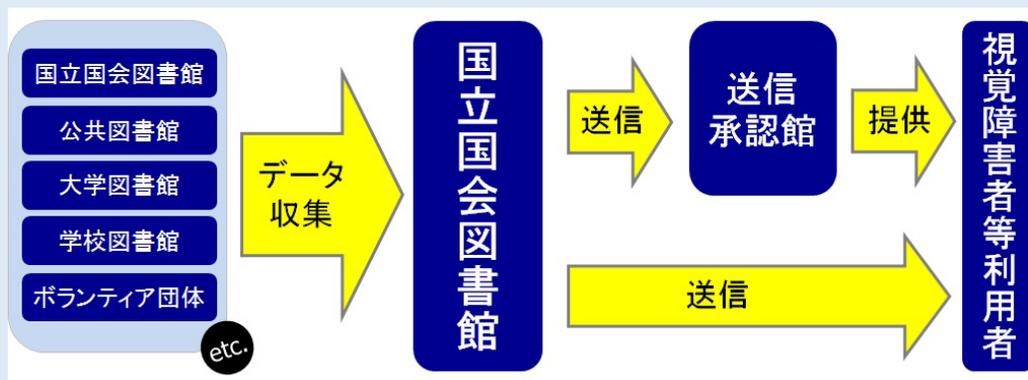
○佐賀県（R3年度）

佐賀県内の読書バリアフリー推進事業

図書館が利用可能なサービス

○視覚障害者等用データ送信サービス

国立国会図書館が製作した視覚障害者等用資料のDAISYデータ等と、図書館等が製作し国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データ（DAISYデータ、点字データ等）を、視覚障害者等個人の方や図書館等にインターネット経由で送信するサービス。



○みなサーチ（国立国会図書館）

みなサーチは、目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方など、さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式の資料を探ることができるサービス。



<https://mina.ndl.go.jp/>

○サピエ図書館（全国視覚障害者情報提供施設協会）

会員施設・団体が製作または所蔵する点字図書や録音図書に関する書誌データベース（約79万点）
点字データや各種デジタルデータのダウンロード可能

※学校図書館を含む施設・団体会員は年間4万円の会費が必要。

会員数：435施設・団体（うち公共図書館：232館、盲学校：30館）

出典：サピエ図書館HP ※令和4年1月末時点

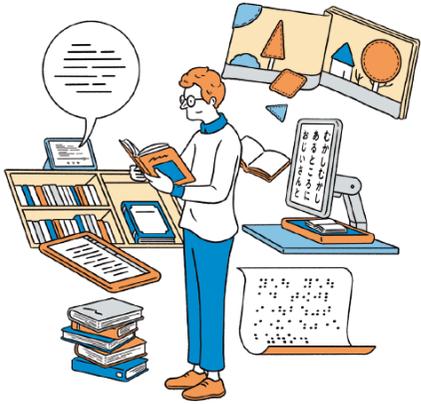


<https://sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

読書バリアフリー啓発用リーフレットについて

誰もが読書ができる
社会を目指して

読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」



文部科学省 厚生労働省

2019年6月に
「読書バリアフリー法」^{※1}が
成立しました！

※1 正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です。

「読書バリアフリー法」とは、
障害の有無に関わらず、すべての人が読書に
文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。
さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で
本の内容にアクセスできるようにすることを目的としています。

どんなことが変わる？

図書館の本や、書店で販売される本も、一層利用しやすい形式に
なっていきます。ぜひ、図書館の本やサービスを利用していただき

紙の本

点字のみのほか、文字の大きさやフォントを変えて読みやすくした本が
入手しやすくなります。

デジタルの本

パソコン・タブレット・スマートフォンを使って、さまざまな便利な
機能により、自分に合った方法で読める本が増えます。

- 文字の大きさや色を変える
- 漢字にふりがなを付ける
- 内容を音声で読み上げる
- スイッチを使ってページをめくる



文部科学省のホームページから、読み上げ対応版、A4サイズ印刷版、テキスト版が
ダウンロード可能。点字版、マルチメディアDAISY版はサピエで公開。